



熊本県公報

号外第 2 1 号

平成 22 年 6 月 24 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

| | | |
|--|---------------------------|---|
| ○選挙長の事務を行う場所の決定 | (選挙管理委員会) | 1 |
| ○選挙分会長の事務を行う場所の決定 | (〃) | 1 |
| ○選挙長及び選挙長職務代理者の選任(選挙区) | (〃) | 1 |
| ○選挙分会長及び選挙分会長職務代理者の選任(比例代表) | (〃) | 2 |
| ○投票用紙の様式等の決定 | (〃) | 2 |
| ○ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日の決定 | (〃) | 3 |
| ○選挙分会の場所及び日時 | (〃) | 3 |
| ○選挙会の場所及び日時 | (〃) | 4 |
| ○選挙運動事務従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額の決定 | (〃) | 4 |
| ○投票所内の名称等の掲示順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時の決定(比例代表) | (〃) | 4 |
| ○政見放送の放送日時を決定する場合のくじを行う場所及び日時の決定 | (〃) | 4 |
| ○選挙公報の掲載順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時の決定(選挙区) | (〃) | 5 |
| ○選挙公報の掲載順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時の決定(比例代表) | (〃) | 5 |
| ○熊本市における開票区の変更 | (〃) | 5 |
| ○個人演説会等の施設の指定 | (〃) | 5 |
| ○個人演説会等の施設の指定解除 | (〃) | 6 |
| ○熊本県公職選挙執行規程の一部改正 | (〃) | 6 |
| ○選挙立会人決定のくじの場所及び日時の決定(選挙区) | (参議院熊本県選出議員通常選挙選挙長) | 7 |
| ○選挙立会人決定のくじの場所及び日時の決定(比例代表) | (参議院比例代表選出議員通常選挙熊本県選挙分会長) | 7 |

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 3 1 号

平成 22 年 7 月 25 日に任期満了することに伴い執行する参議院熊本県選出議員通常選挙に係る選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成 22 年 6 月 24 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴 田 憲 保

熊本県総務部市町村総室(熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁本館 3 階)
ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付に関する事務は、熊本県庁本館地下大会議室で行う。

熊本県選挙管理委員会告示第 3 2 号

平成 22 年 7 月 25 日に任期満了することに伴い執行する参議院比例代表選出議員通常選挙に係る選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成 22 年 6 月 24 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴 田 憲 保

熊本県総務部市町村総室(熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁本館 3 階)

熊本県選挙管理委員会告示第 3 3 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 75 条第 3 項の規定に基づき、平成 22 年 7 月 25 日に任期満了することに伴い執行する参議院熊本県選出議員通常選挙における選

選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成22年6月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

| 区 分 | 氏 名 | 住 所 |
|------------------------------|-------|--------------------|
| 選 挙 長 | 柴田 憲保 | 熊本県熊本市草葉町 2-27 |
| 選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者 | 中村 義彦 | 熊本県熊本市元三町 3-5-1 |

熊本県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項の規定に基づき、平成22年7月25日に任期満了することに伴い執行する参議院比例代表選出議員通常選挙における熊本県選挙分会長及び選挙分会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成22年6月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

| 区 分 | 氏 名 | 住 所 |
|--------------------------------|-------|----------------------|
| 選 挙 分 会 長 | 内村 公春 | 熊本県熊本市山ノ内 4-1-30 |
| 選挙分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者 | 世良喜久子 | 熊本県熊本市水前寺公園 25-46 |

熊本県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第5条第1項の規定に基づき、平成22年7月25日に任期満了することに伴い執行する参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成22年6月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

1 選挙区選出議員選挙

こうほしやしめい
候補者氏名

**第二十二回参議院
選挙区選出議員通常選挙投票**

○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

熊本県選
挙管理委
会之印

- 備 考
- 1 規格は、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。
 - 2 紙の色は、薄い黄色とする。
 - 3 文字は、黒色とする。
 - 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

2 比例代表選出議員選挙

| | | |
|---|--|--|
| こうほしやしめい 候補者氏名 また 又は せいとう た 政 党その他 せいじだんたい の政治団体 めいしようも の名称若し りやくしよう くは略 称 | <h3 style="margin: 0;">第二十二回参议院 比例代表選出議員通常選挙投票</h3> <p style="margin: 5px 0;">○ 注 意</p> <p style="margin: 0;">一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p style="margin: 0;">二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 熊本県選 挙管理委 員会之印 </div> |
| | | |

- 備 考
- 1 規格は、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。
 - 2 紙の色は、白色とする。
 - 3 文字は、赤色とする。
 - 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第7項の規定に基づき平成22年7月11日執行の参议院熊本県選出議員通常選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日を次のとおり定める。

平成22年6月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

平成22年6月24日

熊本県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第2項及び同法第78条の規定に基づき平成22年7月11日執行の参议院比例代表選出議員通常選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成22年6月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

- 1 場 所 熊本県庁本館1002会議室（熊本市水前寺六丁目18番1号）
- 2 日 時 平成22年7月14日 午前10時

熊本県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項及び同法第78条の規定に基づき平成22年7月11日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。
平成22年6月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

- 1 場 所 熊本県庁本館1002会議室（熊本市水前寺六丁目18番1号）
- 2 日 時 平成22年7月14日 午前10時30分

熊本県選挙管理委員会告示第39号

平成22年7月11日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する事務員並びに専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給するこのことができない報酬の最高額を、次のとおり定める。
平成22年6月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

- 1 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ホ 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - ヘ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - ヘ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労働者1人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 基本日額 10,000円以内
 - ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内
- 3 選挙運動のために使用する労働者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ1のイ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
 - イ 選挙運動のために使用する事務員 1人1日につき10,000円以内
 - ロ 専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1人1日につき15,000円以内
 - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1人1日につき15,000円以内

熊本県選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定に基づき平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員通常選挙において、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所における掲示をする場合の掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。
平成22年6月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

- 1 場 所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成22年6月24日 午後6時

熊本県選挙管理委員会告示第41号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定に基づき平成22年7月11日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙における候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。
平成22年6月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

- 1 場 所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成22年6月24日 午後6時30分

熊本県選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定に基づき平成22年7月11日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙における選挙公報に候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成22年6月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

- 1 場 所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成22年6月25日 午後5時30分

熊本県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定に基づき平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員通常選挙における選挙公報に名簿届出政党等の名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び写真等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成22年6月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

- 1 場 所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成22年6月28日 午後5時

熊本県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第18条第2項の規定に基づき、熊本市における開票区を次のとおり変更する。

平成22年6月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

- 1 衆議院比例代表選出議員選挙の開票区
 - 第1開票区 法別表第1の熊本県第1区に属する区域
 - 第2開票区 法別表第1の熊本県第2区に属する熊本市の区域
 - 第3開票区 法別表第1の熊本県第3区に属する熊本市の区域
 - 第4開票区 法別表第1の熊本県第4区に属する熊本市の区域
- 2 衆議院比例代表選出議員選挙以外の選挙の開票区
 - 第1開票区 法別表第1の熊本県第1区に属する区域及び同表第3区に属する熊本市の区域
 - 第2開票区 法別表第1の熊本県第2区に属する熊本市の区域及び同表第4区に属する熊本市の区域

熊本県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき、次の施設を指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年6月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

| 市町村名 | 施 設 の 名 称 | 所 在 地 |
|------|----------------|-------------------|
| 高森町 | 高森町観光交流センター | 阿蘇郡高森町大字高森1614番地3 |
| 高森町 | 草部総合センター | 阿蘇郡高森町大字草部2286番地3 |
| 芦北町 | 芦北町地域活性化センター | 葦北郡芦北町大字田浦町653番地 |
| 熊本市 | 春日地域コミュニティセンター | 熊本市春日6丁目4番2号 |
| 熊本市 | 花園地域コミュニティセンター | 熊本市花園7丁目19番5号 |
| 熊本市 | 川上地域コミュニティセンター | 熊本市鹿子木町53番地1 |
| 熊本市 | 飽田地域コミュニティセンター | 熊本市浜口町76番地1 |

熊本県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき、個人演説会等の施設として指定していた次の施設の指定を解除する旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年6月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

| 市町村名 | 施設 の 名 称 | 所 在 地 |
|------|---------------|------------------|
| 芦北町 | 芦北町農村環境改善センター | 葦北郡芦北町大字田浦町653番地 |
| 熊本市 | 産業文化会館 | 熊本市花畑町7-10 |
| 熊本市 | みかんの里振興センター | 熊本市河内町船津791 |

熊本県選挙管理委員会告示第47号

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月24日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程
熊本県公職選挙執行規程（平成12年選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第100条第2項中「法第175条第1項」の次に、「及び第2項」を加える。

別記第120号様式を次のとおり改める。

第120号様式(衆議院小選挙区選出議員の選挙以外の氏名掲示の様式)(第100条関係)

備考

一 氏名はふりがなを付すこと。

二 掲示は紙を用いること。

三 候補者の氏名は、その者について選挙長が認定した通称があるときは、その通称を記載すること。

四 規格は、縦約三十七センチメートル、横約四十二センチメートルとする。

何 選 挙 候 補 者

| | |
|--|------------------|
| | 党 派 名 名 |
| | 氏 名 |

別記第121号様式を次のとおり改める。

第121号様式(衆議院小選挙区選出議員の選挙の氏名掲示の様式)(第100条関係)

| | | |
|---|---|--|
| <p>備考</p> <p>一 氏名はふりがなを付すこと。</p> <p>二 掲示は紙を用いること。</p> <p>三 候補者の氏名は、その者について選挙長が認定した通称があるときは、その通称を記載すること。</p> <p>四 規格は、縦約三十センチメートル、横約四十二センチメートルとする。</p> | <p>何 選 挙 候 補 者</p> | |
| | <table border="1" style="width: 100%; height: 150px;"> <tr> <td style="width: 50%; border-left: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>候補者届出政党の名称</p> <p>氏 名</p> </td> </tr> </table> | |
| | <p>候補者届出政党の名称</p> <p>氏 名</p> | |

附 則
この規程は、告示の日から施行する。

参議院熊本県選出議員通常選挙選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき平成22年7月11日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成22年6月24日

参議院熊本県選出議員通常選挙
選挙長 柴 田 憲 保

- 1 場 所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成22年7月8日 午後6時

参議院比例代表選出議員通常選挙熊本県選挙分会長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員通常選挙の熊本県選挙分会における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成22年6月24日

参議院比例代表選出議員通常選挙
熊本県選挙分会長 内 村 公 春

- 1 場 所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成22年7月8日 午後6時20分